

（制動装置）

第9条 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第12条の規定並びに細目告示第15条、第93条及び第171条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（次号から第5号までの自動車を除く。）には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

イ 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていること。

ロ 制動装置は、かじ取り性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

ハ 主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）は、すべての車輪を制動すること。

ニ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が75キロメートル毎時を超える専ら乗用の用に供する自動車、最高速度が100キロメートル毎時を超える車両総重量3.5トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）及び最高速度が75キロメートル毎時を超える車両総重量が3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）にあつては①及び②、それ以外の自動車にあつては①の計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、700ニュートン以下とする。

(1) $S_1 \leq 0.15V_1 + 0.0077V_1^2$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離（単位 メートル）

V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、次の表の上欄に掲げる自動車にあつては、同表の下欄に掲げる速度とする。）（単位 キロメートル毎時）

最高速度が60キロメートル毎時を超える専ら乗用の用に供する自動車	60
最高速度が60キロメートル毎時を超える車両総重量が3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	60
最高速度が80キロメートル毎時を超える車両総重量3.5トン以下の自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	80

(2) $S_2 \leq 0.15V_2 + 0.0097V_2^2$

この場合において、

S_2 は、停止距離（単位 メートル）

V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の80パーセントの速度とする。ただ

し、次の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる速度とする。）
（単位 キロメートル毎時）

最高速度が125キロメートル毎時を超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量5トン以下の自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100
最高速度が112.5キロメートル毎時を超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量が5トンを超える自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	90
最高速度が150キロメートル毎時を超える車両総重量3.5トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	120
最高速度が125キロメートル毎時を超える車両総重量が3.5トンを超える12トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100
最高速度が112.5キロメートル毎時を超える車両総重量が12トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	90
牽引自動車であってセミトレーラを牽引するもの	80

ホ 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

ヘ 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

ト 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、次に掲げる主制動装置にあっては、この限りでない。

- (1) 車両総重量3.5トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置
- (2) 次に掲げる車両総重量が3.5トンを超える12トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置
 - (i) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車
 - (ii) 前軸及び後軸のそれぞれ1軸以上に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の

坂路を登坂する能力を有する自動車

(3) 次に掲げる車両総重量が12トンを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)に備える主制動装置

(i) 全ての車輪に動力を伝達できる構造(1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。)の動力伝達装置を備える自動車

(ii) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車

チ 主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

リ 主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、乾燥した平たんな舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては700ニュートン以下、手動式のものにあっては600ニュートン以下とする。

$$S \leq 0.15V + 0.0257V^2$$

この場合において、

Sは、停止距離（単位　メートル）

Vは、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が30キロメートル毎時を超える自動車にあっては、30とする。）（単位　キロメートル毎時）

ヌ 牽引^{けん}自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、被牽引^{けん}自動車を連結した状態において、乾燥した25分の3こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては700ニュートン以下、手動式のものにあっては600ニュートン以下とする。

ル 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量が容易に確認できる構造であり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

ヲ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

ワ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車（旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）を除く。）及び車両総重量が7トンを超える牽引^{けん}自動車の主制動装置は、走行中の自動車

の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

カ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置を備えた自動車にあっては、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

ヨ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

二 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人未満のもの（次号から第5号までの自動車を除く。）には、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。

イ 制動装置は前号イからハまで、ホ、ヘ、チ、ル及びヲの基準に適合すること。

ロ 主制動装置は、乾燥した平たんな舗装路面で、最高速度が125キロメートル毎時を超える自動車にあっては①及び②、それ以外の自動車にあっては①の計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、500ニュートン以下とする。

$$(1) \quad S_1 \leq 0.1V_1 + 0.006V_1^2$$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離（単位 メートル）

V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が100キロメートル毎時を超える自動車にあっては、100とする。）（単位 キロメートル毎時）

$$(2) \quad S_2 \leq 0.1V_2 + 0.0067V_2^2$$

この場合において、

S_2 は、停止距離（単位 メートル）

V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の80パーセントの速度とする。ただし、最高速度の80パーセントの速度が160キロメートル毎時を超える自動車にあっては、160とする。）（単位 キロメートル毎時）

ハ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した平たんな舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては500ニュートン以下、手動式のものにあっては400ニュートン以下とする。

$$S \leq 0.1V + 0.0257V^2$$

この場合において、

S は、停止距離（単位　メートル）

V は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が30キロメートル毎時を超える自動車にあっては、30とする。）（単位　キロメートル毎時）

ニ 牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、被牽引自動車を連結した状態において、乾燥した25分の3こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては500ニュートン以下、手動式のものにあっては400ニュートン以下とする。

ホ ハ及びニの制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

ヘ 制動力を制御する電気装置を備えた主制動装置は、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

三 二輪自動車及び側車付二輪自動車（最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び第5号の自動車を除く。）には、次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

イ 制動装置は第1号イ、ロ、ホ、チ及びカの基準に適合すること。

ロ 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。

ハ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、①及び②の計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては350ニュートン以下、手動式のものにあっては200ニュートン以下とする。

(1) $S_1 \leq 0.1V_1 + \alpha V_1^2$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離（単位　メートル）

V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度の90パーセントの速度とする。ただし、最高速度の90パーセントの速度が60キロメートル毎時を超える自動車にあっては、60とする。）（単位　キロメートル毎時）

α は、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の中欄に掲げる制動装置の作動状態において、同表の下欄に掲げる値とする。

自 動 車 の 種 別	制動装置の作動状態	α
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない二輪自動車	前輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0087
	後輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0133

1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない側車付二輪自動車	前輪又は後輪の制動装置を作動させる場合	0.0105
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる二輪自動車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0076
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる側車付二輪自動車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0071
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154

(2) $S_2 \leq 0.1V_2 + 0.0067V_2^2$

S_2 は、停止距離（単位 メートル）

V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の80パーセントの速度とする。ただし、最高速度の80パーセントの速度が160キロメートル毎時を超える自動車にあつては、160とする。）（単位 キロメートル毎時）

ニ 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。

ホ 主制動装置を除く制動装置を備える自動車にあつては、当該制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては500ニュートン以下、手動式のものにあつては400ニュートン以下とする。

ヘ 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量が容易に確認できる構造であること。

四 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20キロメートル毎時未満の自動車（次号の自動車を除く。）には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車にあつてはこれを1系統とすることができ、かつ、ロ、ニ、ト及びチの基準に適合することを要しない。

イ 制動装置は、第1号イ、ロ及びチの基準に適合すること。

- ロ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。
- ハ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては900ニュートン以下、手動式のものにあつては300ニュートン以下とする。

最高速度 (キロメートル毎時)	制動初速度 (キロメートル毎時)	停止距離 (メートル)
80以上	50	22以下
35以上80未満	35	14以下
20以上35未満	20	5以下
20未満	その最高速度	5以下

- ニ 主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。ただし、非常用制動装置（主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制動することができる制動装置をいう。）を備えた自動車にあつては、この限りでない。
- ホ 制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては900ニュートン以下、手動式のものにあつては500ニュートン以下とする。
- ヘ 牽引自動車にあつては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態においてホの基準に適合すること。
- ト 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、二ただし書の自動車にあつては、この限りでない。
- チ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においてもハの基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。
- リ 車両総重量が7トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置及び当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警

報するブザその他の装置を備えたものであること。

五 被牽引自動車には、次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

イ 制動装置は、第1号イ、ハ、ホ及びチの基準に適合すること。

ロ 主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。

ハ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみの主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあっては(1)、それ以外の被牽引自動車にあっては(2)の計算式に適合する制動能力を有すること。

$$(1) \quad S \leq 0.15V + 0.0086V^2$$

$$(2) \quad S \leq 0.15V + 0.0077V^2$$

この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、

Sは、被牽引自動車単体の停止距離（単位　メートル）

Vは、制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が60キロメートル毎時を超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60とする。）（単位　キロメートル毎時）

ニ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、車両総重量3.5トン以下の被牽引自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。

ホ 被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600ニュートン以下とする。

六 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、前号ロの基準にかかわらず、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造とすることができる。この場合においては、同号イ（第1号ホの基準に係る部分に限る。）及びハの基準に適合することを要しない。

イ 車両総重量3.5トン以下の被牽引自動車（セミトレーラを除く。）

ロ 最高速度20キロメートル毎時未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車

ハ 最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量2トン未満のもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

七 車両総重量750キログラム以下の被牽引自動車にあっては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、前2号の規定にかかわらず、主制動装置を省略することができる。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	第5号ホ
二 昭和43年7月31日以前に製作された自動車	第4号ニ
三 昭和45年5月31日以前に製作された自動車	第4号チ
四 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第4号ホ後段及びへ （同号ホ後段の基準に 係る部分に限る。） 並びに第5号ホ後段
五 昭和48年11月30日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの及び乗車定員30人以上の普通自動車を除く。）	第4号ニ
六 昭和50年3月31日以前に製作された自動車	第4号イ（第1号チの基準に 係る部分に限る。）
七 昭和50年11月30日以前に製作された自動車	第4号ト
八 平成3年9月30日（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあつては、平成4年3月31日）以前に製作された自動車	第4号リ
九 平成7年8月31日以前に製作された車両総重量が13トン以下の牽引自動車	第4号リ
十 車両総重量3.5トン以下の被牽引自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第5号ハ及びニ、第6号後段並びに第7号
十一 車両総重量が3.5トンを超える被牽引自動車であって平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第5号ハ及びニ並びに第6号後段

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
-------	-----	-----------	---------

一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	第4号ただし書	以下	未満
二 昭和38年10月14日以前に製作された自動車	第4号	最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車	大型特殊自動車
三 昭和46年12月31日以前に製作された自動車（乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車を除く。）	第4号	適合することを要しない。	適合することを要しない。また、車両総重量2トン未満の自動車にあっては、これを一系統とすることができる。
四 昭和46年12月31日以前に製作された自動車	第4号ホ及び第5号ホ 第5号ホ	機械的作用により停止状態に 被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した50分の9	停止状態に 制動装置（車両総重量2トン未満の被牽引自動車の制動装置を除く。）のうち1系統は、被牽引自動車に備えられた操作装置により操作できるものであり、かつ、空車状態の被牽引自動車を乾燥した5分の1
五 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第4号ハ	900ニュートン	1200ニュートン
六 第1項第1号の自動車であって次に掲げる被牽引自動車を牽引するもの イ 車両総重量3.5トン以下の被牽引	第1号ヌ	制動装置のうち主制動装置を除くもの（主制動装置を除く被牽引自動車	制動装置（ 空車状態の被牽引自動車

自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）		25分の3 700ニュートン以下 600ニュートン以下	5分の1 900ニュートン以下 500ニュートン以下
ロ 車両総重量が3.5トンを超える被牽引自動車であって平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）			
七 第1項第1号の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車に限る。）であって平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第4号リ	車両総重量	専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量
八 第6号イ及びロに掲げる被牽引自動車であって昭和47年1月1日以降に製作されたもの	第5号ホ	被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合はうち1系統）は、乾燥した50分の9	制動装置のうち1系統は、被牽引自動車に備えられた操作装置により操作できるものであり、かつ、空車状態の被牽引自動車を乾燥した5分の1

九 第6号イ及びロに掲げる被 ^{けん} 牽引自動車	第5号イ	第1号イ、ハ、ホ及びチ	第1号イ
	第5号ホ	600ニュートン	足動式のものにあつては900ニュートン以下、手動式のものにあつては500ニュートン
	第6号イ	3.5トン以下の被 ^{けん} 牽引自動車（セミトレーラを除く。）	750キログラム以下の被 ^{けん} 牽引自動車及び車両総重量が750キログラムを超え3.5トン以下の被 ^{けん} 牽引自動車（セミトレーラを除く。）

4 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、第1項第4号ハの規定は、

「

20以上35未満	20	5以下
20未満	その最高速度	5以下

」

とあるのを

「

25以上35未満	25	10以下
15以上25未満	15	5以下
15未満	その最高速度	5以下

」

と読み替えて適用する。

5 次の表の上欄に掲げる自動車については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、第1項第4号（二輪自動車にあつては同号ニからトまでに係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては同号ニ及びトに係る部分を除く。）の規定を適用する。

自動車	条 項
一 第1項第1号の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車を除く。）であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第1項第1号
二 第1項第1号の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車に限る。）であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第1項第1号
三 第1項第2号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものを除く。）であつ	第1項第2号

て平成7年12月31日（輸入された自動車にあっては平成11年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	
四 第1項第2号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成11年6月30日（輸入された自動車にあっては平成14年9月30日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第1項第2号
五 第1項第2号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第1項第2号
六 第1項第3号の自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。以下同じ。）を除く。）	第1項第3号

6 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（第1項第3号から第5号までの自動車を除く。）のうち国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第12条の規定並びに細目告示第15条、第93条及び第171条の規定にかかわらず、当分の間、第1項第2号の規定を適用することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
11人 へ 制動力を制御する電気装置を備えた主制動装置は、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。	10人 へ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気を蓄積する能力を有するものであり、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ト 主制動力装置は、回転部分及びしゅう

	動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。 チ 主制動装置は、しゅう動部分の摩耗が容易に確認できる構造であること。 リ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力のみにより作動する主制動力装置は、独立に作用する2系統以上の圧力を蓄積する装置を有するものであること。
--	---

7 平成21年6月17日以前に製作された三輪自動車（次項に掲げるものを除く。）、平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された三輪自動車（平成21年6月18日以降に法第75条第1項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く。）及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された三輪自動車であって平成21年6月18日以降に型式の指定を受けた自動車（平成19年6月28日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第15条第4項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する二系統以上の制動装置」であるものとする。

一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

二 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。

イ ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であつて、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの

ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの又は他の部分との接触により液漏れや空気漏れが生じるおそれがあるもの

ハ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルの連結部に緩みがあるもの

- ニ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの
 - ホ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの
 - ヘ ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの
 - ト ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの
 - チ イからトに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの
- 三 主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）は、すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。
- 四 主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。
- 五 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。
- イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの
 - ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの
 - ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの
 - ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの
- 六 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。
- 8 平成21年6月17日以前に製作された三輪自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものに限る。以下この項において同じ。）平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された三輪自動車（平成21年6月18日以降に法第75条第1項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く。）及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された三輪自動車であって平成21年6月18日以降に型式の指定を受けた自動車（平成19年6月28日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第15条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」に定め

る基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていればよいものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。ただし、同別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙3自動車の車軸間の制動力配分の基準5. 2. (a)の規定中「3. 1(A)の規定を満たすものであること。」とあるのは「3. 1(A)の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0. 15から0. 8までのすべての制動比に対して直線 $z=0. 9k$ の下にあること。」と、同別添別紙7乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験2. 2. 2. 2. 及び2. 3. 2. 2. 中「基準限界より25%高い」とあるのは「基準限界の80%の」と読み替えるものとする。

9 平成21年6月17日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車、平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（平成21年6月18日以降に型式の指定を受けた自動車及び型式の認定を受けた自動車を除く。）及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車であって平成21年6月18日以降に型式の指定を受けた自動車及び型式の認定を受けた自動車（平成19年6月28日以前に型式の指定を受けた自動車又は型式の認定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第15条第4項の規定にかかわらず、次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えればよいものとする。

一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

二 制動装置は第7項第2号及び第4号の基準に適合すること。

三 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、細目告示第2条第1項第4号ロの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、第7項第3号後段の規定を準用する。

四 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。

イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

10 平成21年6月17日以前に製作された三輪自動車（次項に掲げるものを除く。）、平成21

年6月18日から平成23年6月17日までに製作された三輪自動車（平成21年6月18日以降に法第75条第1項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く。）及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された三輪自動車であって平成21年6月18日以降に型式の指定を受けた自動車（平成19年6月28日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第93条第4項及び第171条第4項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分それぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する2系統以上の制動装置」であるものとする。

一 自動車（指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするものに限る。）に備える制動装置は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

二 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。

イ ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であつて、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの

ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの

ハ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの

ニ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの

ホ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの

ヘ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの

ト ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの

チ ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの

リ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの

ヌ イからリに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により

損傷を生じないように取り付けられていないもの

- 三 制動装置は、かじ取り性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、かつブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。
- 四 主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）は、すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。
- 五 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。
- 六 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。
- 七 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、次に掲げる主制動装置にあっては、この限りでない。
- イ 車両総重量3.5トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置
- ロ 次に掲げる車両総重量が3.5トンを超える12トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置
- （1） 全ての車輪に動力を伝達できる構造（一軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車
- （2） 前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できる構造（一軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車
- ハ 次に掲げる車両総重量が12トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置
- （1） 全ての車輪に動力を伝達できる構造（一軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車
- （2） 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車
- 八 主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。
- 九 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

- イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの
 - ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの
 - ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの
 - ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの
- 十 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。
- 十一 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7トンを超える^{けん}牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。
- 十二 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあつては、電源投入時に警告を発し、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に容易に判断できる警報を発する装置を備えたものであること。
- 十三 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。
- 11 平成21年6月17日以前に製作された三輪自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものに限る。以下この項において同じ。）、平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された三輪自動車（平成21年6月18日以降に法第75条第1項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く。）及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された三輪自動車であつて平成21年6月18日以降に型式の指定を受けた自動車（平成19年6月28日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第93条第4項及び第171条第4項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）

の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する2系統以上の制動装置」であるものとする。

一 自動車（指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするものに限る。）に備える制動装置は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次に掲げる基準に適合すること。ただし、同別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙3自動車の車軸間の制動力配分の基準5.2.(a)の規定中「3.1(A)の規定を満たすものであること。」とあるのは「3.1(A)の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0.15から0.8までのすべての制動比に対して直線 $z=0.9k$ の下にあること。」と、同別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙7乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験2.2.2.2.及び2.3.2.2.の規定中「基準限界より25%高い」とあるのは「基準限界の80%の」と読み替えるものとする。

二 制動装置は前項第2号から第6号及び第8号から第10号までの基準に適合すること。

三 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。

四 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置）は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

五 主制動装置は、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分の摩耗が容易に確認できる構造であること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置

ロ しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えた制動装置

六 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力のみにより作動する主制動装置は、独立に作用する2系統以上の圧力を蓄積する装置を有するものであること。ただし、圧力を蓄積する装置が正常に作動しない場合であっても運転者の操作力のみで細目告示第93条第7項（使用の過程にある自動車にあつては第171条第7項）に定める基準に適合するものにあつては、この限りでない。

七 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気を蓄積する能力を有するものであり、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

12 平成21年6月17日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車、平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（平成21年6

月18日以降に型式の指定を受けた自動車及び型式の認定を受けた自動車を除く。)及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車であって平成21年6月18日以降に型式の指定を受けた自動車及び型式の認定を受けた自動車(平成19年6月28日以前に型式の指定を受けた自動車又は型式の認定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。)には、細目告示第93条第4項及び第171条第4項の規定にかかわらず、次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えればよい。

- 一 自動車（指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするものに限る。）に備える制動装置は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合すること。
 - 二 制動装置は第10項第2号、第3号、第5号、第8号及び第12号の基準に適合すること。
 - 三 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、細目告示第2条第1項第4号ロの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、第10項第4号後段の規定を準用する。
 - 四 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。
 - 五 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。
 - イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの
 - ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの
 - ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの
 - ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの
- 13 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のもの（第1項第3号から第5号までの自動車を除く。）のうち国土交通省大臣が定める自動車については、細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第1490号）による改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定に適合するものであればよい。
- 14 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（第1項第3号から第5

号までの自動車を除く。)のうち国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第15条第3項及び第93条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第1490号）による改正前の細目告示第15条第3項及び第93条第3項の規定に適合するものであればよい。

- 15 平成25年10月31日以前に製作された自動車(平成23年11月1日以降に型式の指定を受けた自動車（平成23年10月31日以前に型式の指定を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。)については、細目告示第15条第3項及び第93条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示第15条第3項及び第93条第3項の規定に適合するものであればよい。
- 16 平成26年9月30日（軽自動車にあっては、平成30年2月23日）以前に製作された自動車（平成24年10月1日（軽自動車にあっては、平成26年10月1日）以降に型式の指定を受けた自動車（平成24年9月30日（軽自動車にあっては、平成26年9月30日）以前に型式の指定を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、細目告示第15条第2項第2号ロ（同条第3項後段の規定に係る部分に限る。）及び第3項後段並びに第93条第2項第2号ロ（同条第3項後段の規定に係る部分に限る。）及び第3項後段の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1460号）による改正前の細目告示別添12 3. 2. 24. 及び3. 2. 26. の規定に適合するものであればよい。
- 17 平成26年1月29日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第15条第3項及び第93条第3項の規定（協定規則第13H号の規則5. 2. 22. 4. に係る部分に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第73号）による改正前の細目告示別添12 3. 2. 22. 4. の規定に適合するものであればよい。
- 18 平成29年8月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車を除く。)又は平成29年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車を除き、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えたものに限る。）であって、これらの自動車のうち車両総重量が22トンを超えるもの（平成26年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、

適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成24年3月31日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号の規則5. 及び6. 」とあるのは「協定規則第131号初版若しくは協定規則第131号の規則5. 及び6. 又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定を適用するものとする。

- 19 平成30年8月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13トンを超えるもの（平成26年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成24年3月31日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号の規則5. 及び6. 」とあるのは「協定規則第131号初版若しくは協定規則第131号の規則5. 及び6. 又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定を適用するものとする。
- 20 平成30年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）であって車両総重量が20トンを超え22トン以下のもの（平成28年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成24年3月31日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号の規則5. 及び6. 」とあるのは「協定規則第131号初版若しくは協定規則第131号の規則5. 及び6. 又は道路運送車両の保安基準の

細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定を適用するものとする。

- 21 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車であって車両総重量が13トンを超えるものを除く。）又は令和3年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車であって車両総重量が13トンを超えるものを除く。）であって、これらの自動車のうち車両総重量が8トンを超え20トン以下のもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成24年3月31日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号の規則5. 及び6. 」とあるのは「協定規則第131号初版若しくは協定規則第131号の規則5. 及び6. 又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定を適用するものとする。
- 22 平成29年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの（平成26年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成25年1月26日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号の規則5. 及び6. 」とあるのは「協定規則第131号初版若しくは協定規則第131号の規則5. 及び6. 又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減

制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定を適用するものとする。

- 23 令和3年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車又は令和3年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が5トンを超え12トン以下のもの（令和元年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（令和元年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成25年1月26日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号の規則5. 及び6. 」とあるのは「協定規則第131号初版若しくは協定規則第131号の規則5. 及び6. 又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定を適用するものとする。

- 24 平成29年8月31日（立席を有するものにあっては平成30年1月31日）以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被牽引^{けん}自動車を除く。）又は平成29年8月31日（立席を有するものにあっては平成30年1月31日）以前に発行された出荷検査証に係る専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（被牽引^{けん}自動車を除く。）であって、これらの自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの（平成26年11月1日（立席を有するものにあっては平成28年2月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあっては平成28年1月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項、第171条第2項及び別添113 3. 1. の規定に適合するものであればよい。

- 25 平成30年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車

（被牽引自動車を除く。）又は平成30年1月31日以前に発行された出荷検査証に係る専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（被牽引自動車を除く。）であって、これらの自動車のうち車両総重量が5トンを超え12トン以下のもの（平成28年2月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年1月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項、第171条第2項及び別添113 3. 1. の規定に適合するものであればよい。

26 平成29年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が5トン以下のもの（平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定に適合するものであればよい。

27 平成29年8月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）又は平成29年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、これらの自動車のうち車両総重量が22トンを超えるもの（平成26年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項、第171条第2項及び別添113 3. 1. の規定に適合するものであればよい。

- 28 平成30年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量が20トンを超え22トン以下のもの（平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項、第93条第2項、第171条第2項及び別添113 3.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定に適合するものであればよい。
- 29 平成30年1月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する車両総重量が13トンを超える^{けん}牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）又は平成30年1月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する車両総重量が13トンを超える^{けん}牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって、これらの自動車のうち、車両総重量が3.5トンを超え20トン以下のもの（平成28年2月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年1月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項、第171条第2項及び別添113 3.1.の規定に適合するものであればよい。
- 30 平成29年1月31日（軽自動車にあつては平成30年1月31日）以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のもの（平成27年9月1日（軽自動車にあつては平成28年2月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあつては平成28年1月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定に適合するものであればよい。

- 31 平成30年8月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13トンを超えるもの（平成26年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項、第171条第2項及び別添113 3.1.の規定に適合するものであればよい。
- 32 平成29年1月31日以前に製作された被^{けん}牽引自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車に^{けん}牽引されるもの、平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定めるものを除く。）については、保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第6項、第93条第6項及び第171条第6項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第73号）による改正前の保安基準第12条第2項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第15条第6項及び第7項、第93条第6項及び第7項並びに第171条第6項及び第7項の規定に適合するものであればよい。
- 33 平成30年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車並びに第52項の自動車を除く。）であって車両総重量が20トンを超え22トン以下のもの（平成28年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及び第93条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに協定規則第13号の規則5.2.1.32.は、適用しない。ただし、当該自動車（第28項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第13号の附則21に適合するものでなければならない。
- 34 令和3年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被^{けん}牽引自動車、第52項の自動車及び立席を有するものを除く。）又は令和3年10月31日

以前に発行された出荷検査証に係る専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被^{けん}引自動車、第52項の自動車及び立席を有するものを除く。）であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が5トンを超え12トン以下のもの（令和元年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（令和元年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及び第93条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに協定規則第13号の規則5. 2. 1. 32. は、適用しない。ただし、当該自動車（第25項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第13号の附則21に適合するものでなければならない。

- 35 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽^{けん}引自動車であって車両総重量が13トンを超えるもの及び被^{けん}牽引自動車並びに第52項の自動車を除く。）又は令和3年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽^{けん}引自動車であって車両総重量が13トンを超えるもの及び被^{けん}牽引自動車並びに第52項の自動車を除く。）であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が8トンを超え20トン以下のもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及び第93条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに協定規則第13号の規則5. 2. 1. 32. は、適用しない。ただし、当該自動車（第29項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第13号の附則21に適合するものでなければならない。

- 36 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（内燃機関以外を原

動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車、被牽引自動車及び第52項の自動車を除く。）、令和5年4月30日以前に製作された内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車又は令和3年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車及び第52項の自動車を除く。）であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が8トン以下のもの（令和元年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（令和元年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに第2号イ（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及びロ（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置に係る部分に限る。）並びに第93条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに第2号イ（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及びロ（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置に係る部分に限る。）並びに協定規則第13号の規則5. 2. 1. 32. は、適用しない。ただし、当該自動車（第29項及び第30項の適用を受けるものを除き、細目告示第15条第2項第1号及び第2号イ並びに第93条第2項第1号及び第2号イの適用を受けるものに限る。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあつては、当該装置は、協定規則第13号の附則21に、当該自動車（第16項の適用を受けるものを除き、細目告示第15条第2項第2号ロ及び第93条第2項第2号ロの適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあつては、当該装置は、協定規則第140号の規則5.、6. 及び7. に、当該自動車が緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備えるものである場合にあつては、当該装置は、協定規則第139号の規則5.、6. 及び7. に、それぞれ適合するものでなければならない。

- 37 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被牽引自動車及び第52項の自動車を除き、立席を有するものに限る。）であって車両総重量が5トンを超えるもの及び被牽引自動車（空気ばねを備えるものを除く。）については、当分の間、細目告示第15条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止す

ることができる装置に係る部分に限る。）及び第6項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに第93条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及び第6項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）は、適用しない。ただし、当該自動車（第24項及び第32項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、当該装置は、協定規則第13号の附則21に適合するものでなければならない。

38 令和元年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの（平成29年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成29年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号」とあるのは「協定規則第131号初版」と読み替えることができる。

39 令和3年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車又は令和3年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が5トン以下のもの（令和元年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（令和元年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成26年2月12日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号」とあるのは「協定規則第131号初版又は協定規則第131号」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定を適用するものとする。

40 令和元年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量が22トンを超えるもの（平成29年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成29年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以

外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車（を除く。）については、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号」とあるのは「協定規則第131号初版」と読み替えることができる。

- 41 令和2年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車を除く。）又は令和2年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車を除く。）であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が20トンを超え22トン以下のもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号」とあるのは「協定規則第131号初版」と読み替えることができる。
- 42 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車又は令和3年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のもの（令和元年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（令和元年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成26年2月12日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号」とあるのは「協定規則第131号初版又は協定規則第131号」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項の規定を適用するものとする。
- 43 令和2年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車に限る。）又は令和2年10月31日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引^{けん}自動車を除く。）であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものであって、これらの自動車のうち車両総重量が13トンを超えるもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認

定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号」とあるのは「協定規則第131号初版」と読み替えることができる。

- 44 指定自動車等以外の自動車については、当分の間、細目告示第93条第2項第1号中「協定規則第13号の規則5. 及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）」とあるのは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第93条第2項の規定」と、「協定規則第13号の附則13」とあるのは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第93条第2項」と、「装置（協定規則第13号の附則21に適合するものに限る。）」とあるのは「装置」と、同条第8項中「協定規則第131号の規則5. 及び6. に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第131号の規則5. 及び6. に適合するものとする」とあるのは「衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超えるもの（車軸の数が5以上であるものに限る。）にあつては、この限りでない。」と読み替えることができる。
- 45 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量10トン超のものについては、細目告示第93条第6項の規定（協定規則第13号の規則5. 1. 1. 4. 後段及び5. 1. 5. 、附則13の4. 4. 後段並びに附則18に係る部分に限る。）にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第44号）による改正前の保安基準第17条の2第1項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第565号）による改正前の細目告示第99条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 46 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が10トン以下のものについては、保安基準第12条第2項並びに細目告示第93条第6項及び第93条の2の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第73号）による改正前の保安基準第12条第2項及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第93条第6項及び第7項の規定に適合するものであればよい。
- 47 令和3年9月30日以前に製作された自動車又は令和3年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（平成30年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定めるものを除く。）については、細目告示第15条第4項及び第93条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第42号）による改正前の細目告示

第15条第4項及び第93条第4項の規定に適合するものであればよい。

48 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるものについては、細目告示第15条第9項、第93条第10項及び第171条第10項の規定は、適用しない。

49 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)については、細目告示第15条第9項、第93条第10項及び第171条第10項の規定は、適用しない。

50 平成29年6月30日以前に製作された自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第15条第9項、第93条第10項及び第171条第10項の規定は、適用しない。

51 令和3年9月30日以前に製作された自動車又は令和3年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（平成30年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定めるものを除く。）については、細目告示第15条第4項及び第93条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省令第640号）による改正前の細目告示第15条第4項及び第93条第4項の規定に適合するものであればよい。

52 次の各号に掲げる自動車については、当分の間、細目告示第15条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）並びに第93条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）は、適用しない。ただし、当該自動車（第24項から第31項までの適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、当該装置は、協定規則第13号の附則21に適合するものでなければならない。

一 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2トン以下のもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ 少なくとも一つの前軸の両輪タイヤと一つの後軸の両輪タイヤに動力を同時に伝達することができる動力伝達装置を有すること（前軸又は後軸のいずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。）。

ロ 前軸と後軸の間の駆動ギアをロックする構造を有すること又はこれと同等の性能を有する構造であること。

ハ 10分の3こう配の坂路を登坂する能力を有すること。

ニ 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たすこと。

- (1) 地面と自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25度以上
- (2) 地面と自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20度以上
- (3) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20度以上
- (4) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が200ミリメートル以上
- (5) 自動車の前軸直下の最低地上高が180ミリメートル以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。
- (6) 自動車の後軸直下の最低地上高が180ミリメートル以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2トンを超え12トン以下のもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ 少なくとも一つの前軸の両輪タイヤと一つの後軸の両輪タイヤに動力を同時に伝達することができる動力伝達装置を有すること（前軸又は後軸のいずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。）。

ロ 前軸と後軸の間の駆動ギアをロックする構造を有すること又はこれと同等の性能を有する構造であること。

ハ 100分の25こう配の坂路を登坂する能力を有すること。

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。ただし、全ての軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有する場合には、ニに掲げる要件を満たさなくてもよい。

イ 全ての軸の両輪タイヤのうち、半数以上の軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。

ロ 前軸と後軸の間の駆動ギアをロックする構造を有すること又はこれと同等の性能を有する構造であること。

ハ 100分の25こう配の坂路を登坂する能力を有すること。

ニ 次に掲げる6項目のうち4項目以上を満たすこと。

- (1) 地面と自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25度以上
- (2) 地面と自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が25度以上
- (3) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が25度以上
- (4) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が300ミリメートル以上
- (5) 自動車の前軸直下の最低地上高が250ミリメートル以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。
- (6) 自動車の後軸直下の最低地上高が250ミリメートル以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

53 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第15条第8項、第93条第9項及び第171条第9項の規定は適用しない。

一 令和3年10月31日（輸入された自動車にあつては令和6年6月30日）以前に製作された自動車

二 令和3年11月1日から令和7年11月30日まで（輸入された自動車にあつては令和6年7月1日から令和8年6月30日まで、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては令和3年11月1日から令和9年8月31日まで）に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和3年10月31日（輸入された自動車にあつては令和6年6月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和3年11月1日（輸入された自動車にあつては令和6年7月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和3年10月31日（輸入された自動車にあつては令和6年6月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変

更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和7年11月30日（輸入された自動車にあっては令和8年6月30日、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和9年8月31日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

54 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第93条第11項及び第171条第11項の規定は適用しない。

一 令和3年10月1日（輸入された自動車にあっては令和4年10月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入された自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して2年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

(2) 国土交通大臣が定める自動車

55 令和4年9月30日（輸入された自動車にあっては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和6年9月30日（輸入された自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、細目告示第93条第11項及び第171条第11項の規定は適用しない。

56 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第15条第8項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。

一 令和6年6月30日以前に製作された自動車

二 令和6年7月1日から令和8年6月30日まで（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和6年7月1日から令和9年8月31日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和6年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年6月30日（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和9年8月31日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

57 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第15条第4項及び第93条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の細目告示第15条第4項及び第93条第4項の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

58 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.8トンを超え3.5トン以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被^{けん}牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第15条第8項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一 令和8年7月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの

イ 令和8年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和8年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和8年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定基準の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

二 令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

- 59 指定自動車等以外の専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トン以下の自動車については、当分の間、細目告示第93条第9項及び第171条第9項は適用しない。
- 60 次に掲げる自動車（協定規則第13号の規則5. 2. 1. 26. の適用を受ける自動車に限る。）については、細目告示第15条第2項第1号及び第6項第1号並びに第93条第2項第1号及び第6項第1号中「協定規則第13号」とあるのは「協定規則第13号第11改訂版補足第18改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和6年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの
 - イ 令和6年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和6年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和8年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 61 次に掲げる自動車については、細目告示第15条第7項及び第93条第8項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の第15条第7項及び第93条第8項の規定に適合するものであればよい。この場合において、第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号」とあるのは「協定規則第131号改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和7年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和7年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの
 - イ 令和7年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和7年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和10年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 62 次に掲げる自動車（協定規則第13号の規則5. 2. 1. 32. (d)に該当する自動車に限る。）に

については、細目告示第15条第2項第1号及び第6項第1号並びに第93条第2項第1号及び第6項第1号中「協定規則第13号」とあるのは、「協定規則第13号第12改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

一 令和8年8月31日以前に製作された自動車

二 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置の性能が同一のもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和10年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

63 協定規則第13号の規則5. 2. 1. 32. (a) から(c)までに該当する自動車については、当分の間、細目告示第15条第2項第1号及び第6項第1号並びに第93条第2項第1号及び第6項第1号中「協定規則第13号」とあるのは、「協定規則第13号第12改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

64 次に掲げる自動車（協定規則第78号の規則5. 1. 19. の適用を受ける二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。）については、細目告示第15条第4項及び第93条第4項中「協定規則第78号」とあるのは、「協定規則第78号第5改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

一 令和6年8月31日以前に製作された自動車

二 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和6年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの